

令和 5 年 1 月 27 日
四国電力送配電株式会社

託送供給等約款の認可について

当社は、昨年 12 月 27 日、電気事業法第 18 条第 1 項^{*1}に基づき、経済産業大臣に「託送供給等約款^{*2}」の認可申請をしておりましたが、本日、経済産業大臣から認可されましたので、お知らせいたします。

○主な変更内容

(1) 託送料金単価の見直し <令和 5 年 4 月 1 日のご利用分から適用>

- ・低 圧 : 9 円 72 銭/kWh (+93 銭/kWh)
- ・高 圧 : 4 円 81 銭/kWh (+56 銭/kWh)
- ・特別高圧 : 2 円 38 銭/kWh (+09 銭/kWh)

(注) 平均単価。消費税等相当額を含まない。() 内には、変更額を内数として記載。

(2) 託送料金メニューの見直し

再エネ有効活用の観点を踏まえ、ピークシフト割引および自家発補給電力の特別措置の適用範囲を拡大すべく、当該内容を供給条件に反映しました。

(3) 損失率の見直し

損失率を、至近 3 年(令和元年度から令和 3 年度)の実績損失率の平均値に見直します。

< 見直し後の損失率 >

電 圧	現 行	見直し後
低圧で供給する場合	8.3%	8.1%
高圧で供給する場合	4.2%	4.1%
特別高圧で供給する場合	1.5%	1.3%

(4) N-1 電制^{*3}における費用負担の取扱い

N-1 電制におけるオペレーション費用や電制実施に必要な制御装置設置等の初期費用の取扱いについて供給条件に反映しました。

(5) インバランス料金^{※4}の未収リスクに関する保証金の取扱い

インバランス料金の未収リスクに備えた保証金の取扱いについて供給条件に反映しました。

○実施日

令和5年4月1日

- ※1：一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。
- ※2：小売電気事業者や発電事業者等が、当社の送配電設備を利用する場合の料金等の供給条件を定めたもの。
- ※3：緊急時用に確保されている送電線を、事故時に瞬時に発電遮断することを前提に平常時も活用する仕組み。緊急時用の容量を活用することで、より多くの電源の接続が可能になる。
- ※4：小売電気事業者や発電事業者等が、電力広域的運営推進機関へ提出した日々の発電・需要計画等に対する発電・需要実績等の差分をインバランスという。需給の一致を図る観点から、インバランスについては、一般送配電事業者が補給等を行っており、当該補給等に係る精算金をインバランス料金という。

以 上

託送供給等約款（令和5年4月1日実施）における託送料金等

1. 接続送電サービス

(単位：円)

契約種別			単位	料金単価			
				新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)		
低圧	電灯定額 接続送電 サービス	電灯料金	10W まで	1 灯	40.46	36.53	
			10W をこえ 20W まで	1 灯	80.92	73.06	
			20W をこえ 40W まで	1 灯	161.84	146.12	
			40W をこえ 60W まで	1 灯	242.76	219.17	
			60W をこえ 100W まで	1 灯	404.59	365.29	
			100W をこえる 50W までごとに	1 灯	202.30	182.66	
		小型 機器料金	50VA まで	1 機器	120.85	109.11	
			50VA をこえ 100VA まで	1 機器	241.69	218.22	
			100VA をこえる 50VA までごとに	1 機器	120.85	109.11	
	電灯標準 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	最初の 6kW まで	1 契約	363.00	214.50
				6kW をこえる 1kW につき	1 kW	121.00	71.50
		主開閉器契約	最初の 6kVA まで	1 契約	297.00	176.00	
			6kVA をこえる 1kVA につき	1 kVA	99.00	60.50	
		電力量料金			1 kWh	9.38	8.92
	電灯 時間帯別 接続送電 サービス	基本料金	実量契約	最初の 6kW まで	1 契約	363.00	214.50
				6kW をこえる 1kW につき	1 kW	121.00	71.50
			主開閉器契約	最初の 6kVA まで	1 契約	297.00	176.00
				6kVA をこえる 1kVA につき	1 kVA	99.00	60.50
電力量 料金		昼間	1 kWh	10.15	9.74		
		夜間	1 kWh	8.59	8.04		
電灯従量接続送電サービス			1 kWh	15.33	12.44		

(単位：円)

契約種別				単位	料金単価		
					新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)	
低圧	動力標準 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	554.40	456.50	
			主開閉器契約	1 kW	454.30	374.00	
		電力量料金		1 kWh	6.81	6.46	
	動力 時間帯別 接続送電 サービス	基本 料金	実量契約	1 kW	554.40	456.50	
			主開閉器契約	1 kW	454.30	374.00	
		電力量 料金	昼間	1 kWh	7.35	7.04	
			夜間	1 kWh	6.25	5.87	
動力従量接続送電サービス				1 kWh	15.90	13.94	
高圧	高圧標準 接続送電 サービス		基本料金	1 kW	712.80	594.00	
			電力量料金	1 kWh	2.73	2.56	
	高圧 時間帯別 接続送電 サービス		基本料金	1 kW	712.80	594.00	
			電力量 料金	昼間	1 kWh	3.01	2.85
				夜間	1 kWh	2.41	2.25
	高圧従量接続送電サービス				1 kWh	14.41	12.29
	ピークシフト割引				1 kW	534.60	445.50
特別高圧	特別高圧 標準接続送電 サービス		基本料金	1 kW	553.30	522.50	
			電力量料金	1 kWh	1.17	1.15	
	特別高圧 時間帯別 接続送電 サービス		基本料金	1 kW	553.30	522.50	
			電力量 料金	昼間	1 kWh	1.22	1.21
				夜間	1 kWh	1.09	1.07
	特別高圧従量接続送電サービス				1 kWh	10.24	9.72
	ピークシフト割引				1 kW	414.70	391.60

- (注) 1 低圧については、最大需要電力に基づき決定する実量契約に加えて、契約主開閉器の容量に基づき契約電力を決定する主開閉器契約の選択も可能となっています。
- 2 従量接続送電サービスは、自己等への電気の供給（自己託送）を希望される場合に適用します。
- 3 ピークシフト割引は、需要者の負荷移行により昼間時間から夜間時間に移行された増分電力について、1年間を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値を差し引いた値を上限として、夜間時間に移行する負荷設備の容量等にもとづき、あらかじめ契約者と当社との協議が整った場合に適用します。

2. 臨時接続送電サービス

(単位：円)

契約種別			単位	料金単価		
				新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)	
低圧	電灯臨時 定額接続送電 サービス	50VA まで	1 日	3.59	3.24	
		50VA をこえ 100VA まで	1 日	7.17	6.46	
		100VA をこえ 500VA までの場合 100VA までごとに	1 日	7.17	6.46	
		500VA をこえ 1kVA まで	1 日	71.73	64.64	
		1kVA をこえ 3kVA までの場合 1kVA までごとに	1 日	71.73	64.64	
	電灯臨時接続 送電サービス	基本料金	1 kVA	電灯標準接続送電 サービス（主開閉 器契約）の料金率 を 10% 割り増しし たもの	電灯標準接続送電 サービス（主開閉 器契約）の料金率 を 10% 割り増しし たもの	
		電力量料金	1 kWh	10.32	9.79	
	動力臨時定額 接続送電サービス			1kW1 日	106.29	95.79
	動力臨時接続 送電サービス	基本料金	1 kW	動力標準接続送電 サービス（主開閉 器契約）の料金率 を 20% 割り増しし たもの	動力標準接続送電 サービス（主開閉 器契約）の料金率 を 20% 割り増しし たもの	
		電力量料金	1 kWh	8.17	7.71	
高圧	高圧臨時接続 送電サービス	基本料金	1 kW	高圧標準接続送電 サービスの料金率 を 20% 割り増しし たもの	高圧標準接続送電 サービスの料金率 を 20% 割り増しし たもの	
		電力量料金	1 kWh	3.28	3.03	
特別高圧	特別高圧 臨時接続送電 サービス	基本料金	1 kW	特別高圧標準接続 送電サービスの料 金率を 20% 割り増 ししたものの	特別高圧標準接続 送電サービスの料 金率を 20% 割り増 ししたものの	
		電力量料金	1 kWh	1.40	1.35	

(注) 契約使用期間が 1 年未満の場合に適用します。

3. 予備送電サービス

(単位：円)

契約種別		単位	料金単価	
			新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)
高圧	予備送電サービスA	1 kW	85.80	60.50
	予備送電サービスB	1 kW	121.00	85.80
特別高圧	予備送電サービスA	1 kW	83.60	81.40
	予備送電サービスB	1 kW	141.90	135.30

(注) 契約者が供給地点ごとに予備電線路の利用を希望される場合に適用します。

- ・予備送電サービスA：常時利用変電所から常時利用と同位の電圧で利用する場合
- ・予備送電サービスB：常時利用変電所以外の変電所を利用する場合または、常時利用変電所から常時利用と異なった電圧で利用する場合

4. 近接性評価割引

(単位：円)

	単位	新単価 (消費税等相当額含む)	旧単価 (消費税等相当額含む)
受電電圧が標準電圧 6,000V 以下の場合	1 kWh	0.56	0.56
受電電圧が標準電圧 6,000V をこえ 100,000V 以下の場合	1 kWh	0.47	0.47
受電電圧が標準電圧 100,000V をこえる場合	1 kWh	0.24	0.24

(注) 近接性評価地域に立地する発電場所における発電設備を維持し、および運用する発電契約者から当該発電設備に係る電気を受電し、接続供給を利用する場合に行う割引をいいます。

以 上